

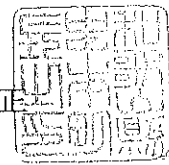
告示第 34 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 9 条の 5 第 1 項の規定により、串本町長から、
次のとおり串本町の区域内に新たに生じた土地を確認した旨の届出を受理し、及び同
法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり町及び字の区域を変更したので、同法第
9 条の 5 第 2 項及び第 260 条第 2 項の規定により告示する。

なお、この届出及び処分に係る町及び字の区域の変更の効力は、告示の日から生ず
るものとする。

平成 25 年 3 月 14 日

串本町長 田 嶋 勝 正



新たに串本町古座に編入する区域

新たに生じた土地	地積(平方メートル)
和歌山県東牟婁郡串本町古座 1025 番地 3 の土地に接する官有地(国道)の地先公有水面	17,286.38